

包括外部監査結果報告書
及び報告に添えて提出する意見書
(平成24年度)

概要版

久留米市の指定管理者制度について

平成25年3月15日

久留米市包括外部監査人

木下文雄

第1章 監査の概要

第1 監査期間

平成24年7月25日から平成25年3月15日まで

第2 監査人

久留米市包括外部監査人	木下文雄	(公認会計士)
同補助者	江頭章二	(公認会計士)
同補助者	福田有史	(公認会計士)
同補助者	黒岩延時	(公認会計士)
同補助者	松尾英二	(公認会計士)
同補助者	永松雄一郎	(税理士)
同補助者	江上英介	(公認会計士試験合格者)

第3 外部監査の種類

地方自治法（以下「法」という。）第252条の37第1項に基づく監査

第4 選定した特定の事件

久留米市の指定管理者制度について

第5 事件選定の理由

久留米市は久留米市行政改革行動計画（H22-H26）において、5つの計画の柱と改革の方策を示す15のアクションプログラムを設定し、具体的な取組を進めることとしている。この中で「多様な担い手との連携強化への取組」を柱の1つとし、「さらなるアウトソーシングの推進」をアクションプログラムとして設定し、指定管理者制度の有効活用を主な取組項目として推進することとしている。

このような中、久留米市では平成18年度に指定管理者制度を導入し、以来、多くの施設に本制度を導入しており、一定期間が経過した現在において、経済性、効率性だけでなく住民サービスの向上といった視点から監査を実施することは非常に有意義であると判

断し、特定の事件として選定した。

第6 外部監査の方法

I 外部監査の要点

1. 指定管理者の指定について、公募によらない場合、非公募としていることの合理的理由の検討
2. 指定管理者制度導入により、制度導入前と比較し経費縮減効果が見られたかどうかの検討
3. 住民サービスの観点から住民福祉に役立っているかどうかの検討
4. 協定書の内容確認及び問題点の有無
5. 事業報告書の内容確認及び問題点の有無

II 手続

1. 対象施設の概要、業務の範囲等を把握するため、該当条例・運營業務仕様書等を入手し、基本的な考え方等について検討を行う。
2. 指定管理者制度導入のための適用要件・妥当性・適切な判断がなされたか等を検証するため、(1)指定管理者指定申請書、(2)事業計画書、(3)団体の定款・寄附行為・規約その他これらに類する書類、(4)団体の経営状況を証明する書類、(5)登記事項証明書、(6)納税証明書、(7)役員名簿等を閲覧し検討するとともに、指定管理者の選定方法等について適切性について検証する。
3. 指定管理者との協定内容を検討するため、基本協定書を入手し、重要な条文についてはさらに具体的な検証を行う。また、年度協定書についても個別に検討を行う。
4. 過去5年間の収支表を入手し、年次推移表を作成するとともに、指定管理料の金額の妥当性（指定管理料の支払いがない場合も存在する。）また、収支表の個別の項目内容についての妥当性の検証、チェック体制の整備がなされているか、さらにはチェックの実施が具体的にどのようになされているかの検証を行う。
5. モニタリングが実際行われているのか、モニタリングレポートを閲覧する。
また、モニタリングチェックシートのレビューにより施設利用者の満足度を確認し、住民サービスの観点から住民福祉の向上に役立っているかどうかの検討を行う。

III 監査の対象期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの平成23年度を対象としたが、必要に応じて過去の年度及び現年度にも及ぶことにした。

第7 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、何れも監査対象事件につき法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 指定管理者制度の概要

第1 我が国の指定管理者制度の状況

指定管理者制度とは、地方自治法第244条にある「公の施設」を、法人その他の団体（民間事業者を含む）を指定して、その管理を行わせることができるという制度である。制度を導入するにあたっては、平成15（2003）年3月に閣議決定され、同年6月に地方自治法の一部（地方自治法第244条の2及び4）が改正、同年9月から施行された。同年10月に内閣に地域再生本部が設置されて、公務の民間開放や市場開発という政策理念が掲げられ、平成16（2004）年2月に地域再生推進プログラムが示されたことに関連する。

指定管理者制度は、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とする」（総務省局長通知）という趣旨のもとに成立している。

従来の「公の施設」は、地方公共団体が他の機関に施設管理を委託する場合、当該地方公共団体が出資する法人、公共団体、公共的団体に限定される「管理委託制度」を採用してきた。しかし本制度の導入によって、これまで管理委託されてきた施設は指定管理するか直営にするかのいずれかを選択しなければならなくなった。本制度導入には、各地方公共団体ごとに手続き条例を制定する必要があり、指定管理者を指定する際には議会の議決が求められている。

管理委託制度と指定管理者制度を比較すると、一般的に「管理委託制度」では、当該地方公共団体が2分の1以上の出資をしている法人（たとえば管理のための財団法人や社団法人など）、土地改良区などの公共団体、農協、生協、自治会などの公共的団体が「管理受託者」となっている。「指定管理者制度」は、管理委託制度よりも管理主体及び業務の範囲の緩和をめざしているため、民間事業者（民間企業や地域型の民間団体）などの能力や柔軟さを幅広く活用しようとする特色がある。

指定管理者制度を導入することの意義については、次の3つをあげることができる。

1. 管理委託制度の改善

施設の使用許可など広範な権限を指定管理者に委任することであり、その自由裁量において住民へのサービスの改善が図れる。

2. 多様な住民ニーズへの対応

多様化する住民ニーズに向けての効果的、効率的な対応と、民間事業者が有する柔軟性を活用することにより、新しいサービスの提供と施設の有効活用が図れる。

3. 行財政改革への対応

地方公共団体が自ら判断し、責任を持って公共サービスを供給するという点で、その

ための選択肢を拡大するという意味がある。

(出典：生涯学習研究 e 辞典、日本生涯教育学会編、今西幸蔵著)

総務省調査によると、全国で、指定管理者制度を導入している施設は、平成24年4月現在で約7万3千施設である。このうち、指定管理者が公募されている施設は4割の32,000施設程度に過ぎないが、前回調査より約4千施設増えており、今後も、指定管理者公募がますます増えると考えられる。

【全国の指定管理者導入状況】

	平成18年9月	平成21年4月	平成24年4月
制度導入施設	61,565施設	70,022施設	73,476施設
うち公募施設	17,913施設	27,992施設	32,214施設
うち民間企業が管理	6,762施設	10,375施設	12,799施設

第2 久留米市における指定管理者制度の導入状況

久留米市の公の施設の所管部門別指定管理者制度の導入状況は、次のとおりである。

(施設数は、平成24年4月1日現在)

所管課	公の施設数 A	指定管理者制度導入施設数			導入率(%) B/A
		B	うち公募	うち非公募	
財産管理課	1	1		1	100.0
協働推進課	1	1	1		100.0
地域コミュニティ課	3	0			0.0
消費生活センター	1	0			0.0
人権・同和対策課	3	0			0.0
人権啓発センター	1	0			0.0
隣保館	8	5		5	62.5
男女平等推進センター	1	0			0.0
高牟礼市民センター	2	2	2		100.0
文化振興課	2	2	1	1	100.0
生涯学習推進課	14	2	1	1	14.3
文化財保護課	5	0			0.0
体育スポーツ課	43	16	1	15	37.2

所管課	公の施設数 A	指定管理者制度導入施設数			導入率(%) B/A
		B	うち公募	うち非公募	
中央図書館	7	0			0.0
障害者福祉課	4	4		4	100.0
長寿支援課	26	26	1	25	100.0
保健所健康推進課	3	0			0.0
子ども育成課	3	0			0.0
児童保育課	12	3	3		25.0
家庭子ども相談課	1	0			0.0
幼児教育研究所	1	0			0.0
斎場	1	0			0.0
施設課	6	1	1		16.7
生産流通課	10	6		6	60.0
みどりの里づくり推進課	4	2		2	50.0
中央卸売市場	2	0			0.0
商工政策課	2	2		2	100.0
観光・国際課	3	3	2	1	100.0
労政課	1	1	1		100.0
住宅政策課	147	0			0.0
路政課	1	0			0.0
生活道路課	34	3		3	8.8
公園土木管理事務所	383	288		288	75.2
下水道施設課	8	0			0.0
施設整備課	66	0			0.0
計	810	368	14	354	45.4

※ 管理運営については、当該施設が総合支所管内の場合、一部を除き総合支所の各課が所管している。

第3 久留米市の包括外部監査で監査対象とした施設

平成24年度の包括外部監査にあたっては、このうち、平成20年度の「公共事業等入札制度及び契約事務の運用状況について」で監査対象とした施設を除く44施設を監査対象として監査を実施した。

監査対象施設の内訳は、下記に示すとおりである。

監査対象施設一覧

施設名	施設数	
	公募	非公募
久留米市生涯学習センター	1	
久留米市みづま総合体育館	1	
久留米市民会館	1	
青木繁旧居		1
久留米市勤労青少年ホーム		1
久留米市荘島体育館		1
久留米市西部地区体育館		1
久留米市旭町テニスコート		1
久留米市筑後川漕艇場		1
久留米市西田テニスコート		1
久留米市西田体育館		1
久留米市中干出公園内の多目的広場照明設備		1
久留米市大島公園内の多目的広場照明設備		1
久留米市立西国分小学校運動場照明設備		1
久留米市立荒木中学校運動場照明設備		1
久留米市弓道場		1
久留米市武道館		1
久留米市野球場		1
久留米市中央公園内の補助競技場照明設備		1
久留米市中央公園内のテニスコート照明設備		1

施設名	施設数	
	公募	非公募
久留米市立草野歴史資料館	1	
山辺道文化館	1	
久留米市田主丸ふるさと会館		1
久留米市民交流センター		1
久留米市水縄保育所	1	
久留米市川会保育所	1	
久留米市船越保育所	1	
久留米市三潁総合福祉センター	1	
久留米市田主丸老人福祉センター		1
久留米市高齢者と子どもの交流施設		1
久留米市老人いこいの家（22施設）		1
久留米市北野老人いこいの家		1
久留米市複合アグリビジネス拠点施設		1
久留米ふれあい農業公園		1
久留米市北野地区城コミュニティセンター		1
久留米市北野地区赤司一区コミュニティセンター		1
久留米市北野地区山須コミュニティセンター		1
久留米市城島地区西青木コミュニティセンター		1
久留米市三潁地区大犬塚コミュニティセンター		1
久留米市三潁地区新栄町コミュニティセンター		1
広又駐車場		1
小頭町公園駐車場		1
東町公園駐車場		1
久留米市市民活動サポートセンター	1	
	10	34

※1 久留米市水縄保育所、久留米市川会保育所、久留米市船越保育所の3施設は、報告書上久留米市保育所としてまとめて記載している。

※2 久留米市弓道場、久留米市武道館、久留米市野球場、久留米市中央公園内の補助競技場照明設備、久留米市中央公園内のテニスコート照明設備の5施設は、報告書上久留米総合スポーツセンター内の久留米市体育施設としてまとめて記載している。

※3 広又駐車場、小頭町公園駐車場、東町公園駐車場の3施設は、報告書上久留米市営駐車場としてまとめて記載している。

第4 指定管理者所管部局による管理状況

指定管理者の管理は、久留米市の各所管部局で行っている。管理状況をアンケート調査した結果が下記資料である。レビューした結果特に重要な問題は認められなかったが、管理状況が所管部局により若干異なっており、今後項目別に管理レベルを同じにすることが望ましいと考える。例えば、実地調査の審査チェックリストを利用している所管部局と利用していない所管部局がある。

管理状況アンケート調査結果

各部局合計

①実施調査について

NO	アンケート項目	施設数	結果
(1)	実地調査は、定期・不定期に実施されていますか。	44	44
(2)	実地調査の審査チェックリストはありますか。	44	8
(3)	審査調書を作成保管していますか。	44	10
(4)	調査の結果、所管課として改善を指定管理者に指示を行ったことがありますか。	42	31

※添付の調査対象一覧表により各施設別に「はい(O)」、「いいえ(X)」、「該当なし(-)」でアンケートを取り部単位で、施設数欄に該当なしの(-)を除く施設数を、結果の欄に○印施設数を記入ください。

②備品管理について

No	アンケート項目	施設数	結果
(1)	定期、不定期に備品の実査を指示しましたか。	27	17
(2)	備品実査に係る実施要領や実施手引き等が、整備されていることを確認しましたか。	27	10

(3)	上記の実施要領や実施手引書等の内容の妥当性について吟味しましたか。	27	9
(4)	実査が特定の日に実施されたかを確認しましたか。	27	11
(5)	実査に使用した備品明細は、破棄せず保管するよう指示しましたか。	27	9
(6)	実査の実施状況が適切か、実査現場に立ち会い確かめましたか。	27	6
(7)	実査数量がシステム上の備品台帳と照合されていることを確認しましたか。	27	10

※①に同じ

③業務報告書・事業報告書の確認について

(業務報告書)

No	アンケート項目	施設数	結果
(1)	「業務報告書」は、期限内に提出されましたか。	44	44
(2)	訂正などによる再提出がありましたか。	44	27
(3)	業務報告書のチェックリストがありますか。	44	9
(4)	審査調書を作成・保管していますか。	44	9
(5)	審査の結果、業務改善を指示したことがありますか。	44	27

※①に同じ

(事業報告書)

No	アンケート項目	施設数	結果
(1)	「事業報告書」は、期限内に提出されましたか。	43	41
(2)	訂正などによる再提出がありましたか。	42	26
(3)	事業報告書のチェックリストがありますか。	43	12
(4)	審査調書を作成・保管していますか。	43	29

(5)	審査の結果所管課として評価を行い、評価結果を指定管理者に通知していますか。	43	28
-----	---------------------------------------	----	----

※①に同じ

④指定管理業務の収支状況確認について

No	アンケート項目	施設数	結果
(1)	収支報告は、会計帳簿から作成されていることを確認しましたか。	43	41
(2)	指定管理者が、指定業務以外に本業や自主事業あるいは受託事業を行っている場合、それぞれの収支報告書が作成基礎資料から作成されていることを確かめましたか。	31	23
(3)	上記(2)のような場合、それぞれの事業に対する共通費用の按分が合理的であることを作成基礎資料などで確認しましたか。	31	7
(4)	上記(2)のような場合で、いずれかの収支が均衡している場合がありますか。	31	16
(5)	収支報告書に関する審査表等チェックリストは作成保管されていますか。	43	8

※①に同じ

⑤指定管理者の決算書等の審査について

No	アンケート項目	施設数	結果
(1)	毎年度、決算書等報告の審査表を作成していますか。	43	7
(2)	審査後の対応で指定管理者に対し財務改善の指導・助言を行ったことがありますか。	43	10

※①に同じ

⑥満足度調査、第三者によるモニタリングについて

(満足度調査)

No	アンケート項目	施設数	結果
(1)	利用者の満足度調査の調査内容(質問項目等)について、所管課は指定管理者と協議を行っていますか。	44	23
(2)	利用満足度調査の結果、満足度が極めて低い場合あるいは低下した項目がある場合、指定管理者に原因分析の依頼及び改善指示を行ったことがありますか。	27	20

(3)	利用者等から所管課に対して直接苦情が寄せられたことがありますか。	44	22
(4)	苦情・要望対応について業務報告書以外に指定管理者の故障・事故・苦情などについての記録帳簿を閲覧していますか。	41	9

※①に同じ

(第三者によるモニタリング)

No	アンケート項目	施設数	結果
(1)	第三者による評価委員会を設置し、モニタリングを行っていますか。	42	0

※①に同じ

(利用状況等の確認)

No	アンケート項目	施設数	結果
(1)	利用状況の記載事項が、作成基礎資料に基づいて作成されていることを確認しましたか。	41	20
(2)	利用件数・利用者数・稼働率等の基準・方法等を確認しましたか。	39	39
(3)	利用件数・利用者数・稼働率等が実数であることを施設に行き実際に確認しましたか。	41	10
(4)	利用者等の収入が、作成基礎資料に基づき作成されていることを確認しましたか。	37	16
(5)	利用者等の収入が、利用件数等の関連する数値と整合していることを確認しましたか。	37	19
(6)	利用料金等の収入が、会計帳簿と一致していることを確認しましたか。	40	21

(その他の事項)

No	アンケート項目	施設数	結果
(1)	モニタリングの時間がどれくらいかかっているか把握していますか。	41	5
(2)	指定管理者と市の所管課との連絡調整の会議を開催していますか。	41	39
(3)	上記の連絡調整の会議を開催していない場合、必要性はありませんか。	7	2

(4)	指定管理料の適正な水準を検討するために、指定管理者から提出された収支決算報告書等を分析・吟味したり、類似の施設や他の地方公共団体の公表数値等と比較していますか。	41	4
-----	--	----	---

第5 久留米市における指定管理者制度導入による経費縮減効果の検討

監査対象全施設の A 直営時の経費 B 導入直後の指定管理料 C 平成23年度の指定管理料を比較検討したものが下記表である。導入後の平成23年度においては、大半の施設において指定管理料は縮減されている。経費縮減効果は、A－Bで測定した結果、40,607千円となっている。内訳をみると公募による指定管理者制度導入施設の経費縮減効果は42,718千円、非公募による指定管理者制度の導入施設の経費縮減効果は、－2,111千円となっており、当然のことであるが、公募による指定管理者制度導入施設の経費縮減効果は、競争原理が働き大きいものとなっている。

指定管理者制度導入による節減効果

(単位:千円)

施設名	指定管理料			経費削減効果
	A導入前直営時経費	B導入後指定管理料	C平成23年度指定管理料	A－B
		制度導入時期		
久留米市民会館	91,389	70,956	73,488	20,433
		H18		
久留米市市民活動サポートセンター	10,804	10,000	14,500	804
		H18		
久留米市三瀬総合福祉センター	30,387	33,000	29,000	-2,613
		H18		
久留米市立草野歴史資料館	8,228	8,197	9,282	31
		H18		
山辺道文化館	8,917	8,680	8,757	237
		H18		
久留米市水縄保育所	75,295	63,363	63,363	11,932
		H23		
久留米市川会保育所	68,945	58,019	58,019	10,926
		H23		
久留米市船越保育所	68,203	57,395	57,395	10,808
		H23		
久留米市生涯学習センター	141,351	154,395	135,482	-13,044
		H18		
久留米市みづま総合体育館	40,084	36,880	0	3,204
		H24		
公募計	543,603	500,885	449,286	42,718

注1

注2

(単位:千円)

施設名	指定管理料			経費削減効果 A-B
	A導入前直 営時経費	B導入後指 定管理料	C平成23年度指 定管理料	
		制度導入時期		
久留米市民交流センター	10,118	10,026	10,000	92
		H18		
久留米市田主丸老人福祉センター	25,155	25,200	21,700	-45
		H18		
久留米市高齢者と子どもの交流施設	1,348	1,397	1,397	-49
		H18		
久留米市老人いこいの家(22施設)	18,000	16,790	15,721	1,210
		H18		
久留米市北野老人いこいの家	4,493	4,418	3,300	75
		H18		
久留米市複合アグリビジネス拠点施設	0	0	0	0
		H20		
久留米ふれあい農業公園	29,066	30,219	25,550	-1,153
		H18		
久留米市北野地区城コミュニティセンター	0	0	0	0
		H18		
久留米市北野地区赤司一区コミュニティセンター	0	0	0	0
		H18		
久留米市北野地区山須コミュニティセンター	0	0	0	0
		H18		
久留米市城島地区西青木コミュニティセンター	0	0	0	0
		H18		
久留米市三瀬地区大犬塚コミュニティセンター	0	0	0	0
		H18		
久留米市三瀬地区新栄町コミュニティセンター	0	0	0	0
		H18		
広又駐車場	0	0	0	0
		H20		
小頭町公園駐車場	0	0	0	0
		H20		
東町公園駐車場	0	0	0	0
		H20		
久留米市田主丸ふるさと会館	2,706	2,706	2,435	0
		H18		
青木繁旧居	1,827	1,827	2,332	0
		H18		
久留米市勤労青少年ホーム	37,400	36,176	33,600	1,224
		H18		
久留米市荘島体育館	24,794	29,203	29,291	-4,409
		H18		
久留米市西部地区体育館		久留米市荘島体育館に含む		
		H18		
久留米市旭町テニスコート		久留米市荘島体育館に含む		
		H18		
久留米市筑後川漕艇場		久留米市荘島体育館に含む		
		H18		
久留米市西田テニスコート		久留米市荘島体育館に含む		
		H18		
久留米市西田体育館		久留米市荘島体育館に含む		
		H18		
久留米市中干出公園内の多目的広場照明設備		久留米市荘島体育館に含む		
		H18		
久留米市大島公園内の多目的広場照明設備		久留米市荘島体育館に含む		
		H18		
久留米市立西国分小学校運動場照明設備		久留米市荘島体育館に含む		
		H18		
久留米市立荒木中学校運動場照明設備		久留米市荘島体育館に含む		
		H18		
久留米市弓道場	58,280	57,336	54,932	944
		H18		
久留米市武道館		久留米市弓道場に含む		
		H18		
久留米市野球場		久留米市弓道場に含む		
		H18		
久留米市中央公園内の補助競技場照明設備		久留米市弓道場に含む		
		H18		
久留米市中央公園内のテニスコート照明設備		久留米市弓道場に含む		
		H18		
非公募計	213,187	215,298	200,258	-2,111
合計	756,790	716,183	649,544	40,607

(久留米市行財政改革推進調査資料を一部加工して使用した)

- 注1 指定管理者制度導入時、生涯学習関連の事業経費を指定管理料に上乘せした。
注2 指定管理者制度導入が平成24年のため、平成23年度の指定管理料は0としている。
注3 指定管理料なし
注4 従来、補助金に含まれていた人件費を指定管理料に含めた。

第3章 指定管理者制度各論のまとめ

各施設別指摘及び意見を要約したものが、資料1である。

施設別監査結果を下記分類で集計している。分類別指摘及び意見の施設数は、下段に表示している。

- ※1 指定管理者の募集・指定管理料等に関する事項・・・11施設
- ※2 危機管理マニュアル等に関する事項・・・・・・・・・・4施設
- ※3 現預金の管理に関する事項・・・・・・・・・・3施設
- ※4 備品管理に関する事項・・・・・・・・・・10施設
- ※5 基本協定書等に関する事項・・・・・・・・・・11施設
- ※6 会計・監査に関する事項・・・・・・・・・・9施設
- ※7 施設の利用状況に関する事項・・・・・・・・・・5施設
- ※8 収支報告・事業報告に関する事項・・・・・・・・・・4施設
- ※9 モニタリングに関する事項・・・・・・・・・・17施設
- ※10 その他の事項・・・・・・・・・・4施設

各分類別指摘及び意見の主な内容は、次のとおりである。なお、指摘及び意見の定義は、次のように行っている。

指摘	法令及び条例に違反する事項及び意見のうち重要なもの
意見	指摘に至らないが改善が望まれる事項

要約表における※印の内容は、下記に示すとおりである。詳細は、本冊第4章以下の各施設の報告書を参照のこと。また、参考のため具体的指摘及び意見の一部を抜粋して記載している。

※1 指定管理者の募集・指定管理料等に関する事項

指定管理者選定委員会の構成が久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を含む選定委員で過半数を占めている。公平性の観点から、久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を除く選定委員の構成比率を50%以上とすべきである。(指摘)

(指摘の例) 久留米市生涯学習センター

選定委員会の構成において、久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を含む選定委員が過半数を占めている。

本来、指定管理者を選定する際の選定委員は専門的な立場の委員や学識経験者など、久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を除く選定委員が過半数を占めることが公平性の観点から望ましいと考えられている。

生涯学習センター等選定委員会の構成が久留米市の外郭団体の事務局長を含めると、久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を含む選定委員が3人となっており、5人の選定委員のうち過半数を占めている。指定管理者に公益財団法人久留米市生きがい健康づくり財団のような市の外郭団体が応募することが想定されるような場合は特に選定委員の構成に配慮すべきである。当初から市の外郭団体が有利な立場にあると判断される可能性もある。外見的な公平性を担保するためにも、久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を除く選定委員を過半数にすべきである。

※2 危機管理マニュアル等に関する事項

防災訓練の実施記録がない。緊急時の対応が重要であるため、実施記録を保存すべきである。(指摘)

(指摘の例)

久留米市田主丸ふるさと会館は、市民文化の拠点として地域団体との協力体制をつくり、田主丸地域における町づくりの推進、ぶどう狩り等の観光案内所機能を有するものである。従って利用者は、地域住民のみならず観光客等初めての利用者も多く、緊急時の対応は重要である。このため、指定管理を受託した事業者は、久留米市田主丸ふるさと会館の消防計画に防火訓練について定めているが、その実施記録はない。常勤職員も2名と少なく所管部門において適切な指導を行うべきである。

※3 現預金の管理に関する事項

預金通帳及び銀行届け出印は、区分管理が望ましいが区分管理されていない。(意見)

(意見の例)

久留米市田主丸老人福祉センターにおいて、現在預金通帳、印鑑ともにセンター所長が管理している。区分管理が望ましい。

※4 備品管理に関する事項

指定管理者施設の備品は、市の所有に属する備品と指定管理者の所有に属する備品があるが、ともに現品の管理が不十分である。(指摘)

(指摘の例)

久留米市体育施設のうち、野球場、武道場、弓道場の倉庫内に保管してある競技に関連する備品は、備品台帳に記載されていないものが多数存在している。具体的には、野球場の倉庫内にあるグラウンド整備の用品や、武道館の倉庫に保管されているマット等の多くは、備品台帳に記載されていない状況である。備品台帳を作成し適時棚卸チェック

を行うべきである。

※5 基本協定書等に関する事項

基本協定書で定められた修繕費の基準金額を超えて指定管理者が負担している。

また、少額の修繕費について基本協定書で、具体的金額基準が明記されていない施設がみうけられる。(指摘)

(指摘の例)

久留米市荘島体育館においては、久留米市と指定管理者の体育施設の管理に関する基本協定書で下記内容の協定が締結されている。

- 第15条 管理施設の修繕、改造、増築、移設については、久留米市(以下「甲」という。)が自己の費用と責任において実施するものとする。
- 2 管理施設の改修については、1件につき10万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上のものについては甲が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき10万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満のものについては財団法人久留米市体育協会(以下「乙」という。)が自己の費用と責任において実施するものとする。
- 3 前項において乙の費用と責任で実施する総額の上限は60万円とし、総額が60万円に満たない場合は、甲と乙が協議するものとする。
- 4 乙は、管理施設の改修で甲が実施すべき場合は、甲へ文書により通知するものとする。

しかし、以下の乙の負担による改修費用については、上記規定どおりになっておらず、指定管理者の負担となっている。

平成23年度	荘島体育館2階・3階ブラインドの取付	120,000円
	荘島体育館床金具増設工事	420,000円

また、青木繁旧居及び他の施設では、修繕費用について、「協定書」に具体的な金額が条文に盛り込まれていないものが見受けられる。今後、施設が老朽化していくと、修繕費用が嵩むことが想定されることから、指定管理者との間でトラブルにならないよう、「協定書」の中に具体的な金額基準を記載することについて、検討をすべきである。

※6 会計・監査に関する事項

モニタリング報告と収支実績表の数値に違いが見られる施設については、所管部門の監査を実施することが望ましい。(意見)

(意見の例)

久留米市勤労青少年ホームにおいて、平成23年度のモニタリング報告の数値と、収支実績表の数値に食い違いが生じている。

修正前⇒利用料収入 (3,074,617円+450,400円=3,525,017円)

修正後⇒利用料収入 (3,297,180円+1,644円+450,400円=3,749,224円)

第4四半期の実績数値が、前年度の数値になっており、これはモニタリング参考資料作成時の入力ミスが原因である。

先方提出の収支実績表のチェック(監査)はなされていない。

先方提出の収支実績表については、毎年とは言わないが何年かに一度くらい所管部門による監査を受けること望ましい。

※7 施設の利用状況に関する事項

施設の利用状況が良好でない施設については、利用促進又は、他の用途への施設の解体を含め変更を考えるべきである。(指摘)

(指摘の例)

久留米市筑後川漕艇場は、以前は2、3のスポーツクラブが定期的に利用していたが、そのクラブが廃部になったとのことでその後ほとんど利用されていない。利用状況を見ると平成23年度15件755人の利用があったが、利用料金は0円であった。今後、どのような形で利用促進を図るかを検討すべきである。もし、利用促進が無理であれば、解体することも含め他の用途に使用すべきである。

※8 収支報告・事業報告に関する事項

収支報告書は、当該施設の収支報告書を作成・提出すべきであるが、他の収支報告書で代用している。当該施設に限定した収支報告書とすべきである。(意見)

(意見の例)

久留米市市民活動サポートセンターにおいては、収支報告書の様式について市と指定管理者において協議する必要がある。

平成23年度の収支報告書の様式について、指定管理者は県に提出する非営利活動法人の収支報告書の様式(損益計算書、事業費及び一般管理費内訳書)で市に報告している。収支報告書の実績報告は年度の事業計画の収支報告書と比較できる様式で報告することが望ましい。総勘定元帳と照合の結果、内容的には正しく作成されていることを確認したが、会計単位の名称が「久留米市民活動支援機構」となっており誤解を生じやすいので市の他の部署を参考にするなど様式について指定管理者と打ち合わせをする必要がある。

※9 モニタリングに関する事項

利用者に対するアンケート調査による満足度調査が、実施されていない施設が散見されるが、サービスレベルの達成状況の判定のためにも必ず実施すべきである。(意見)

(意見の例)

久留米市田主丸ふるさと会館では、指定管理者モニタリングレポートで、サービスの質の状況において回収が難しいとの理由で、利用者に対しアンケートによる満足度調査は行われていなかった。利用者からの苦情がないとの理由のみでサービスレベルの達成状況(実績)判定5段階(S. A. B. C. D)でB判定は理解しがたい。

資料1 施設別指摘・意見要約表

番号	施設数	施設名	公募・非公募の分類			指摘・意見の分類										計
			公募	非公募	合計	※1	※2	※3	※4	※5	※6	※7	※8	※9	※10	
						指定管理者の募集・指定管理料等に関する事項	危機管理マニュアル等に関する事項	現預金の管理に関する事項	備品管理に関する事項	基本協定書等に関する事項	会計・監査に関する事項	施設の利用状況に関する事項	収支報告・事業報告に関する事項	モニタリングに関する事項	その他の事項	
1	1	久留米市生涯学習センター	1		1	○										1
2	1	久留米市みづま総合体育館	1		1											0
3	1	久留米市民会館	1		1	○										1
4	1	青木繁旧居		1	1					○	○			○		3
5	1	久留米市勤労青少年ホーム		1	1					○	○			○	○	4
6	1	久留米市荘島体育館		1	1					○				○		2
7	1	久留米市西部地区体育館		1	1					○				○		2
8	1	久留米市旭町テニスコート		1	1					○				○		2
9	1	久留米市筑後川漕艇場		1	1							○		○		2
10	1	久留米市西田テニスコート		1	1					○				○		2
11	1	久留米市西田体育館		1	1					○				○		2
12	1	久留米市中干田公園内の多目的広場照明設備		1	1									○		1
13	1	久留米市大島公園内の多目的広場照明設備		1	1									○		1
14	1	久留米市立西国分小学校運動場照明設備		1	1					○				○		2
15	1	久留米市立荒木中学校運動場照明設備		1	1							○		○		2
16	5	久留米総合スポーツセンター内の体育施設		5	5				○	○						2
17	1	久留米市立草野歴史資料館	1		1	○			○				○			3
18	1	山辺道文化館	1		1	○							○			2
19	1	久留米市田主丸ふるさと会館		1	1	○	○					○		○	○	5
20	1	久留米市民交流センター		1	1					○	○				○	3
21	3	久留米市保育所	3		3								○			1
22	1	久留米市三潴総合福祉センター	1		1	○			○			○				3
23	1	久留米市田主丸老人福祉センター		1	1	○		○	○							3
24	1	久留米市高齢者と子どもの交流施設		1	1	○	○	○						○		4
25	1	久留米市老人いこいの家(22施設)		1	1	○	○	○	○		○			○		6
26	1	久留米市北野老人いこいの家		1	1	○	○		○							3
27	1	久留米市複合アグリビジネス拠点施設		1	1				○		○			○		3
28	1	久留米ふれあい農業公園		1	1									○	○	2
29	1	久留米市北野地区城コミュニティセンター		1	1				○		○					2
30	1	久留米市北野地区赤司一区コミュニティセンター		1	1				○							1
31	1	久留米市北野地区山須コミュニティセンター		1	1											0
32	1	久留米市城島地区西青木コミュニティセンター		1	1				○		○					2
33	1	久留米市三潴地区大犬塚コミュニティセンター		1	1					○						1
34	1	久留米市三潴地区新栄町コミュニティセンター		1	1					○	○					2
35	3	久留米市営駐車場		3	3						○					1
36	1	久留米市市民活動サポートセンター	1		1	○							○			2
	44		10	34	44											
					計	11	4	3	10	11	9	5	4	17	4	

(注) 第6久留米市荘島体育館に(共通)として記載している第6久留米市荘島体育館から第15久留米市立荒木中学校運動場照明設備に関する意見については、各施設に○印を付している。

なお、詳細については、「包括外部監査結果報告書及び報告に添えて提出する意見書」（平成24年度）〔本冊〕の第4章 指定管理者制度各論を参照のこと。

以上